

## [ヒアリング等審査の実施方法]

1 1 応募者のヒアリング等審査及び採点に要する時間は入れ替えを含めて30分程度とする。

(1) 最初の10分【応募者のプレゼンテーション】

提出書類以外でアピールしたい点を自由に説明。

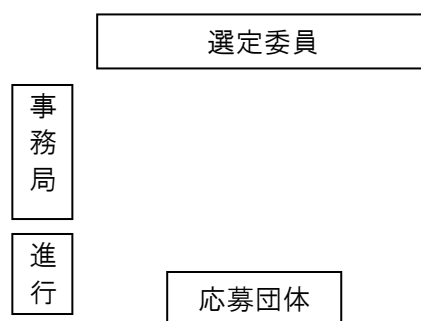
(2) 次の15分【質疑応答】

委員と応募者間で質疑応答。

(3) (2) が終了後、退出。

2 1 応募者の出席人数は3名以内とし、事業の運営に携わる者に限る。

3 配置図



(イス3)

※事務局及び進行の配置については、当日の状況により変更する場合があります。

4 ヒアリング等審査の実施方法

(1) ヒアリング等審査の開始時間に不在の場合は、理由の如何にかかわらず、辞退したものとみなす。

(2) プレゼンテーションの順序

①まず、当日の出席者名を述べる。

自己紹介は、プレゼンテーションの持ち時間には含まない。

②着席後、「開始してください。」と告げてからプレゼンテーションを開始。

プレゼンテーションでは、アピールしたい点などを10分で説明。

(終了前に「残り1分です」とお知らせする。)

③委員からの質疑応答を15分程度取り、質問に回答。

(3) 留意点

①当日追加資料の配付は認めない。

②パワーポイント等のツールによる説明は認めない。

③書類審査同様、団体名は伏せてプレゼンテーションを実施する。

## [指定管理者候補者等の選定例]

- 1 委員会が書類審査等により、選定基準に達している応募者を選定対象者とする。
- 2 選定対象者が単独の場合は、当該対象者を指定管理者候補者として選定する。
- 3 複数の選定対象者が存在する場合は、順位付けを行い、指定管理者候補者と次点者を選定する。

選定基準

1 各選定項目（5を除く）すべてについて、全選定委員の平均点が

5割以上であること。

2 全選定委員の合計点の平均点が6割（60点）以上であること。

## ケース1 応募者が指定管理者候補者とならない場合

選定項目	1	2	3	4	5	6
配点	<u>15点</u>	40点	20点	10点	—	5点
全委員の平均点	<u>6点</u>	20点	15点	7点	—	3点

- ・ 選定項目1について、全委員の平均点が基準点（5割）以下である。
- ・ この場合、選定対象者とならないため指定管理者候補者として選定しない。

ケース2 応募者が単独で選定対象者となり指定管理者候補者となる場合

選定項目	1	2	3	4	5	6
配点	15点	40点	20点	10点	—	5点
全委員の平均点	8点	20点	15点	7点	—	3点

かつ

委員名	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	計	平均
配点合計	100点	100点	100点	100点	100点	500点	100点
評点合計	50点	70点	60点	60点	60点	300点	60点

- 各選定項目（5を除く）すべてにおいて、全選定委員の平均点が5割以上であり、全選定委員の合計点の平均点が6割以上であるため、選定対象者とし、指定管理者候補者として選定する。

ケース3 選定対象者が複数存在し、順位の重複がない場合

- 応募者Aを指定管理者候補者、応募者Bを次点者として選定する。

	応募者A	応募者B	応募者C	応募者D	応募者E
順位結果	1位3人	1位2人	—	—	—

ケース4 選定対象者が複数存在し、順位に2者の重複がある場合

- ・ 1位の多い応募者Aと応募者Bのうち、2位の多いAを指定管理者候補者、Bを次点者として選定する。

	応募者A	応募者B	応募者C	応募者D	応募者E
順位結果	1位2人	1位2人	1位1人	—	—
	2位2人	2位1人	2位2人	—	—

ケース5 選定対象者の順位に3者の重複がある場合

- ・ 1位の多い応募者Aを指定管理者候補者、1位が同数の応募者B、応募者C及び応募者Dのうち、2位が多いBを次点者として選定する。

	応募者A	応募者B	応募者C	応募者D	応募者E
順位結果	1位2人	1位1人	1位1人	1位1人	—
	2位3人	2位2人	—	—	—